

♥ 容器包装プラスチック

○ 容器包装プラスチックには、一部の例外を除いて、識別表示マーク（プラマーク）が表示されています。右のプラマークを目印にしてください。



週1回

主な品目



【お菓子等の袋類】



【食料品類のトレイ・パック】



【レジ袋】



【ラップ・フィルム類】



【カップめん等の容器類】



【卵パック等のプラスチック製容器類】

容器包装プラスチックとは？

- 汚れや臭いが取りにくいもの（チューブ状の容器等）は、選別作業が困難なため、可燃（燃やす）ごみに出してください。
- 発泡スチロール類は容器包装プラスチックです。
- バケツ・おもちゃ・CD等のプラスチック製品は入れないでください。
- ペットボトルは一緒に入れないでください。

容器包装プラスチックとは…

- ・ 商品を入れたり（容器）、包んだり（包装）するために使われているプラスチック類です。
- ・ 素材がプラスチック製であっても商品そのものは対象外です。

※ケチャップやマヨネーズ等のチューブ類や、カップめんのスープ袋等にもプラマークはついていますが、汚れが取れない場合は、可燃（燃やす）ごみとして出してください。

※容器包装プラスチックは、直接指定袋に入れてください。いったん、レジ袋等の小袋に入れてから指定袋に入れられますと、選別作業に支障がでます。

複合材質の場合

容器包装は、1種類の材質で作られている単一材質ではなく、紙やプラスチック等のいろいろな材質から構成される複合材質の場合があります。基本的にはそれぞれの容器包装に表示しますが、「一括表示」されているものもあります。



ペットボトルの場合



ラベルに一括表示

こんなものは対象外です

- 商品そのもの
プラスチック製のおもちゃ、洗面器、CD、歯ブラシ、ビデオテープ等
- 容器や包装に該当しないもの
クリーニングの袋、ビニールバンド等
- 商品の中身と分離しても不用にならないものや商品の一部であるもの
CDケース、楽器・カメラのケース等
- ペットボトルマークのあるもの
※キャップとラベルは容器包装プラスチック
- ペットボトルは別に収集を行います。
市やスーパー等の回収ボックスもご利用ください。



PET

※医療系感染物（感染のおそれがある点滴のチューブや針等）は禁忌品ですので絶対に混ぜないでください。